

令和7年度

出張研修対応可

職長等安全衛生教育及び安全衛生責任者教育

◆ ご案内 ◆

令和5年4月1日より「食料品製造業」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」があらたに職長教育の対象業種となります。



第1回	令和7年4月17日(木)	～	18日(金)
第2回	6月10日(火)	～	11日(水)
第3回	8月26日(火)	～	27日(水)
第4回	11月6日(木)	～	7日(金)
第5回	令和8年2月5日(木)	～	6日(金)

コース1. 職長等安全衛生教育

労働安全衛生法第60条では新たに職務につくことになった職長等（第一線監督者）に対して、事業者は一定の安全衛生教育を実施しなければならないとされています。当センターでは、新たに職長の職務に就く予定の方、職長になられた方および監督者を対象に、作業設備、作業場所の保守管理、異常時の措置等、職長等に必要な安全衛生教育（「職長等教育」）を実施します。

【期 日】1日目 8:50～17:50（受付8:20～） ・ 2日目 8:50～15:30

【対象者】現場監督者、職長等（第一線監督者）

【会 場】中国四国安全衛生サービスセンター（広島市）

広島市西区三篠町 3-25-30 JR 横川駅北口徒歩約8分

【修了証】「職長等安全衛生教育修了証」を交付

【受講料】	中災防の会員又は賛助会員	一般
	17,820円（本体16,200円+税10%）	19,800円（本体18,000円+税10%）

コース2. 職長・安全衛生責任者教育

コース1. に建設業等における安全衛生責任者に対する安全衛生教育（平成13年3月26日付け厚生労働省通達基発第178号により一部改正）を追加した「職長・安全衛生責任者教育」の受講を選択することも可能です。建設業・造船業においては安全衛生責任者制度が規定されており、労働安全衛生法第16条では関係請負事業者は、安全衛生責任者を選任することが定められていますので、建設業・造船業の方はこちらのコースの受講をお願いします。

【期 日】1日目 8:50～17:50（受付8:20～） ・ 2日目 8:50～17:50

【対象者】現場監督者、職長等（第一線監督者）、安全衛生責任者

【会 場】中国四国安全衛生サービスセンター（広島市）

広島市西区三篠町 3-25-30 JR 横川駅北口徒歩約8分

【修了証】「職長等安全衛生教育修了証」及び「安全衛生責任者教育修了証」を交付

【受講料】	中災防の会員又は賛助会員	一般
	18,810円（本体17,100円+税10%）	20,900円（本体19,000円+税10%）

主 催 中央労働災害防止協会（中災防）中国四国安全衛生サービスセンター

取扱注意

FAX (082) 238-4716

業種記号			
A 農林業	F 製造業(化学・石油・ゴム)	K 運輸・通信業	P 洗濯・理美容・浴場
B 鉱業	G 製造業(鉄鋼)	L 卸・小売・飲食・宿	Q 廃棄物処理
C 建設業	H 製造業(非鉄金属, 金属製品)	M 金融・保険	R 自動車整備、機械等修理
D 製造業(食料品等)	I 製造業(機械関連)	N 医療・福祉	S 建物サービス、警備、派遣等
E 製造業(繊維・衣服)	J 電気・ガス・熱供給・水道業	O 教育・学習支援	T その他

※受講申込みの取消し・参加者変更などの場合は、必ず書面（FAX）にてご連絡ください。また、研修会当日に必ず参加証をお持ちください。

※ご注意 ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって保管し、お申込の研修会（講習）の的確な実施（連絡、運営、後日の問い合わせ対応等）に使用するほか、二次利用として、当協会が行う各種セミナー、図書等のご案内、その他公益的な観点からの情報の提供等に使用することがあります。個人情報二次利用に同意いただけない方は口にチェックマークをご記入ください。

☐ 同意しない

お申込み・お問い合わせ先 → 中央労働災害防止協会（中災防）中国四国安全衛生サービスセンター
〒733-0003 広島市西区三篠町 3-25-30 TEL: (082) 238-4707 FAX: (082) 238-4716